本居宣長『玉勝間』全訳注（二）

樋口達郎・河合一樹・宇賀神秀一

言草のすゞろにたまる玉がつま
つみてこゝろを野べのすさびに

本居宣長

序

本居宣長（一七三〇―一八〇一）。言わずと知れた国学の泰斗であり、我が国の古典研究に於いて一大画期を為した不世出の思想家である。彼の手に成る学問業績は枚挙するに遑なく、わけてもその完成に三十余年もの歳月を傾けた畢生の大著『古事記傳』は、『古事記』研究の白眉として、没後二百年以上を経た現在に於いてもなお、褪せることなき輝きを放ち続けている。

この江戸後期を代表する知の巨魁宣長の遺した著作物は尨大な量にのぼり、筑摩書房より刊行されている『本居宣長全集』は、別巻を含め実に二十三巻を数える。そこには先に挙げた『古事記傳』のほかに、かの有名な「もののあはれ」の概念を披瀝した『紫文要領』や、古学研究のあるべき姿勢を説く『宇比山踏』など、彼の思想を代表する著作をはじめ、歌学や古典の註釈、随想録に暦や地理の考察、果ては自作の詠に至るまで、極めて多彩な作品が収録されており、それらを紐解くとき、我々はその旺盛なる学究への意欲と博覧強記とに、幾度となく瞠目を余儀なくされるのである。

かく多端なる側面を有する宣長の学問成果に対しては、当然にしてこれまでに様々な角度からの研究が為されてきた。而して、そうした宣長研究に於いて重要な役割を担い続けているのが、

『玉勝間』である。その題に見える「勝間（かつま）」は、「かたま」や「かたみ」などともいい、目の堅くつまった竹籠を指す語である。多くその直上に「玉」や、あるいは「无間・無目（まなし）」といった美称を伴って用いられ、古くは記紀や萬葉にその用例を認めることができる。類稀なる情熱をもってこれらの古典に向き合い続けた、宣長ならではの命名であるといえるだろう。

総計一〇〇〇余にも及ぶ条によって構成されるこの書物は、その冒頭に語られている「なにくれと数おほくつもりぬるを、いとくだ〳〵しけれど、やりすてむもさすがにて、かきあつめむとする」という動機そのままに、宣長が折々に抱いた問題関心とそれに対する見解、数々の見聞、些細な気付きなどを纏めた謂わば覚書きの集成であり、まさしくその名に冠せられているとおりに、多種多様な「言草」をその内に収めた「勝間」なのである。かような性質を有する本書は、したがって、宣長思想の追究に際し、あるいはその所説を支える傍証の請求先として、またあるいは新たな視座の発出地点として、常に恰好の資料を我々に提供してくれる。

しかしながら、一方で『玉勝間』は、その性質に由縁する利便性ゆえに、往々にして副次的な扱われ方をされるきらいがある。たしかに、宣長研究の大家村岡典嗣による「玉勝間の解説」（村岡典嗣校訂『玉勝間　上』所収、岩波書店、一九三四）や、大野晋の「解題」（『本居宣長全集　第一巻』所収、筑摩書房、一九六八）など、広く『玉勝間』の全般にわたる優れた解説文は存在しているが、全体として見れば、その数は本書の持つ価値に比して寡少であるといわざるを得ない。また、『日本思想大系40　本居宣長』（岩波書店、一九七八）に収録されたものには註解が施されているが、頭註という制約のもとで対象箇所が選りすぐられているためであろう、そこにはいまだ註を附す余地が残されているように思う。

而してこのことは、一見して切要な条のみを抽出して利用し、もってその他を顧みざるが如き事態を惹起する危険性を孕んでいよう。さように分野断片的な扱いのもとに、『玉勝間』が諸研究の途上に於ける摘み食いの対象に終始してしまうようなことになるとすれば、それは大いなる損失であるといわねばならない。本稿が企図するところの全訳註という研究の眼目は、まさしくこの点に於いて存している。

宣長が認めた「言草」は、凛とした美しさを放つものから、さながら可憐な色合いの花弁を擁するもの、あるいは人々の気に留まることもないような、道端の目立たぬ野草の如き趣を呈するものまで、実に千差万別の魅力を有する。而して、これらの「言草」たちが種々に折り重なりながら、銘々にその存在を主張する宣長の「勝間」の内側は、豊饒な知の煌きに満ち満ちている。

かかる珠玉の「勝間」の蓋を開くとき、我々はそこに収められ

た「知識」や「思索」という名の草々の持つ瑞々しさや彩りに目を奪われることだろう。そしてまた同時に、時には怜悧に、時には穏やかに、自身を取り巻く世界へとそのまなざしを向ける宣長の、豊かな人間性に触れるのである。

凡例にも断っているように、本稿を為すにあたり、現代語訳は可能な限り平明さを期した。また、註についても、従前の註解が触れていない箇所を積極的に取り挙げている。これは、国学をはじめとして、日本思想や古典文学に馴染みのない方々に『玉勝間』の魅力を知っていただきたいという、今一つの企図あってのことである。

宣長による国学思想は、当代に於ける註釈学の先駆を為した契沖や、宣長の師である賀茂真淵によって蓄積された古典註釈の成果のうえに、自身による不断の研鑽と思索とを重ね続けたことで、やがて大輪の花を咲かせるに到った。無論、彼等の手によって成し遂げられた一連の註釈業績は余りにも偉大なものであり、引き合いに出すには僭越に過ぎるというものだが、この度の私どものささやかな試みもまた、今後の日本思想研究にとり僅かなりとも資するところあるものとなれば、それはこの上ない喜びである。

樋口達郎

凡例

一、本訳注は、本居宣長『玉勝間』の各条について、現代語訳と注釈とを施すものである。

一、底本には、筑摩書房版『本居宣長全集』所収本を用いた。

一、現代語訳に当たっては、平易であることを第一とし、必ずしも逐語的な訳出にはこだわらなかった。たとえば、一文が長いものについては二つに分けて訳出するなどの措置を取った。

一、現代語訳や注釈において、特に多くの分量を必要とするものについては、別に補注を設けてその条の最後に纏めた。

一、各条の現代語訳ならびに注釈は全員で検討したものであるが、各条の下訳の担当者を主筆として扱うとともに、その名を題名の直下に筆責として示した。

一、『本居宣長全集』に関しては、単に「全集」と表記する。また、引用に際しては「巻数・頁数」の形で当該箇所を示した。

一、引用に際して、『日本書紀』や『万葉集』など特定の慣用がある場合にはそれに従った。

第三条　竜田川〔樋口〕

【本文】

立田川

古今集(1)秋下に、神なびの山を過て、立田川を渡りける時に、紅葉の流れけるをよめる、「神なびの山を過ゆく秋なれば立田河にぞぬさはたむくる、此神なび山は、山城國乙訓郡(2)にて、同集別部に、山崎より神なびの森まで、おくりに人々まかりて云々、とあると同所也、さて源重行集(3)に、山崎川を立田川といふを、筑紫へいくとて、「白浪の立田の河を出しより後くやしきは船路なりけりと有、然れば立田川といふも、山崎のあなた、津國嶋上郡(4)にて、かの神なび山近き所にて、筑紫へ下る道也、大和國の立田とは別也、然るを、神なび山といふも、立田も、大和に名高くてある故に、昔より右の古今集なるをも、大和國のとのみ思へり、契沖(5)も然心得て、神なび山は高市郡(6)、立田は平群郡(7)にてはるかにへだゝれれば、其山の紅葉の、立田川に流るべきことわりなし、といひて疑ひたり、されど詞書に、歌ぬしのみづから、其山をこえ、其川を渡りてよめるとあれば、誤とはいひがたし、然るを吾師(8)は、もとよりかの歌をひがことゝして、詞書をさへ、撰者の作れるがごといはれたるは、いひ過しなりけり、たとひ歌はひが心得してよむこともありとも、さる詞書までを作るべき物かは、そも〳〵大和の立田は、萬葉集の歌に、十四五首も見えたれど(9)、いづれも〳〵山をのみよみて、川をよめるは一も見えず、その外の古書にも、立田は山とのみこそあれ、川はあることなし、立田川とよめるは、みな今の京になりての歌にて、右にいふ山崎のあなたなる也、「もみぢみだれて流るめりの歌(10)は、もしまことにならの帝の御ならば、平城天皇集(11)なるべし、又「もみぢ葉ながる神なびのといふ歌(12)は、飛鳥川とあるかた正しくて(13)、大和なるべし、かの山崎のあなたなるは、神なびとはいへど、みむろの山とはいふまじければ也、然るに拾遺集(14)物名の歌に、「神なびのみむろのきしやくづるらん立田の川の水のにごれるとあるは、はやくかの古今集の歌どもによりて、大和のとまぎれて、かくはよみ合せためり、其後々の歌どもはさらなり、

【現代語訳】

『古今和歌集』巻第五の「秋歌下」には、神なびの山を過ぎ、立田川を渡る時に、そこに紅葉が流れているのを詠んだ、

神なびの　山を過ぎゆく　秋なれば　立田河にぞ　ぬさはたむくる

という歌がある。ここに見える「神なび山」とは、山城国の乙訓郡であって、同じく『古今和歌集』の別の部に、「山崎より神なびの森まで、おくりに人々まかりて云々」とあるのと同じ場所で

ある。

ところで『源重之集』に山崎川を立田川と呼んでいるのだが、筑紫へ行くとして、

〽白浪の　立田の河を　出しより　後くやしきは　船路なりけり

と詠んだ歌がある。それゆえ、立田川というのも、山崎の先の摂津国嶋上郡であり、これは件の神なび山の近くにして、筑紫へと下ってゆく道である。つまり、これは大和国の立田とは別の場所なのである。

ところが、「神なび山」も「立田」も、ともに大和国に名高い地名であるがゆえに、先に引いた『古今和歌集』に見える同様の地名についても、昔から大和国のそれであるとばかり思われてきた。かの契沖もまた、そのように捉えて、「神なび山は高市郡、かたや立田は平群郡であり、両者は遥かに隔たっているのだから、その神なび山の紅葉が立田川に流れてくるはずがない」といって、これに不審を表明したのである。

だが、歌の詞書（前書き）に、詠者みずからが「神なび山を越え、立田川を渡った折に詠んだものである」と記しているからには、これを誤りであるとはいいがたい。それなのに、私の師である賀茂真淵先生は、端からこの歌を道理に合わぬものと見做して、そこに添えられた詞書さえも『古今和歌集』の撰者が誂えた作り事であるかのように仰っているが、それは言い過ぎというものである。たとえ歌そのものは見当違いをして詠んでしまうことがあったとしても、あのような詞書まで誂えることがあるだろうか。

そもそも、大和の立田は、『萬葉集』の歌々のうちに、十四、五首ほど出来しているが、その歌のどれもこれもが山だけを詠んだものであり、川を詠んだものは一首として見当たらない。それ以外の古書にあたってみても、立田は山であるとのみ記されていて、これを川とする記述は存在しない。立田川と詠むのは、どれもみな都が京に移ってより後の歌であって、これはすなわち先述した山崎の先にある川のことをいっているのである。

〽龍田河　紅葉乱れて　ながるめり　わたらば錦　中やたえなむ

という歌は、もし本当に奈良に都があった時代の天皇の御製であるとすれば、これをお詠みになったのは平城天皇であるに違いない。

また、

〽たつた川　もみぢばながる　神なびの　みむろの山に　時雨ふるらし

という歌は、〔この歌の左註に〕飛鳥川とあるのが正しくて、これは大和国のことであろう。なぜならば、例の山崎の先にあたる場所は、そこを「神なび」と呼ぶとも、「みむろの山」と呼ぶはずがないだろうからである。

にもかかわらず、『拾遺和歌集』の「物名」部に収められた歌に、

へ神なびの　みむろのきしや　くづるらん　立田の川の
水のにごれる

とあるのは、早くに例の『古今和歌集』の歌々によって、大和国の地名と混淆してしまったことで、このように〔異なる場所の地名を〕一首のうちに詠み併せてしまったのであろう。それ以降に詠まれた歌々については、もはやいうまでもない。

【注釈】

(1) 最初の勅撰和歌集である、『古今和歌集』のこと。第六十代醍醐天皇の命を受け、紀友則・紀貫之・凡河内躬恒・壬生忠岑らが撰集した。延喜五年（九〇五）成立。その序文として、紀貫之による「仮名序」と、紀淑望による「真名序」（漢文による序文）が残っており、特に前者は和歌の本質を説いた我が国初の歌論として有名である。

(2) 「山城國乙訓郡」は、現在の京都府乙訓郡大山崎町周辺にあたる。

(3) 原文には「源重行集」とあるが、これは平安中期の歌人源重之の私家集『重之集』を指しているのであろう。

(4) 「津國嶋上郡」は、かつて摂津国にあった郡。もと三島郡と呼ばれていた地域が、大宝元年（七〇一）の大宝律令制定にともない三島上郡と三島下郡にわかれ、後にそれぞれ嶋上郡・嶋下郡と改称された。「嶋上郡」は現在の大阪府高槻市及び三嶋郡にあたり、前出の「乙訓郡」とは隣り合っている。また、両郡は淀川に面しており、京に都があった平安時代には、大阪湾から淀川そして宇治川と続くルートは水上交通の要衝であった。

(5) 契沖（一六四〇～一七〇一）は、江戸前期の真言宗僧。俗姓は下川、字は空心。契沖は法名である。様々な文献資料における用例を典拠として語義を明らかにしたうえで丹念に註釈を施すという実証的な手法により、我が国の古典研究に一大画期を齎した。彼の打ち立てた近世註釈学は、宣長やその師賀茂真淵にも影響を与えており、国学の成立・発展に大きく貢献するものであった。水戸光圀に請われ、下河辺長流の業を継ぐかたちで完成された主著『萬葉代匠記』は、近世萬葉研究の礎を築いた業績として名高い。

(6) 大和国中部の郡。現在の奈良県高市郡にあたり、その中の明日香村に三諸山がある。

(7) 大和国北西の端に位置していた郡。現在の奈良県生駒郡平群町にあたる。「高市郡」とは二十キロほど離れている。

(8) 宣長の師である賀茂真淵のこと。賀茂真淵については、第四条注(3)参照。

(9) 『萬葉集』収載歌のうち、「大和の立田」が詠み込まれたものは十四首認められるが、宣長の指摘通り、それらは全て山についていうものである。萬葉歌における「立田」の用例については補注参照。

(10) 『古今和歌集』巻第五「秋歌下」収載、「龍田河　紅葉乱れて　ながるめり　わたらば錦　中やたえなむ（歌番号二八三）」という歌。題しらず、よみ人しらずとあるが、左註には「このうたはある人、ならのみかどの御哥也となむ申す」とあり、「みかど」の右には「文武天皇」と註されている（『日本古典文学大系8　古今和歌集』岩波書店、一九五八、一五七頁）。

(11) 第五十一代平城天皇（七七四～八二四）のこと。第五十代桓武天皇の第一皇子。

(12) 『古今和歌集』巻第五「秋歌下」収載、「たつた川　もみぢばながる　神なびの　みむろの山に　時雨ふるらし（歌番号二八四）」という歌。

(13) 『古今和歌集』二八四の左註に「又は、あすかがはもみぢばながる（此間、他本之同）」とあり、宣長はこちらを正とする。

(14) 『古今和歌集』、『後撰和歌集』に続く三番目の勅撰和歌集として編まれた『拾遺和歌集』のこと。その名は、先駆けて成立した二集に漏れ「遺った」作を「拾う」という、その編纂企図を示したもの。全二十巻に、一三五一首を収める。藤原公任の手で撰された『拾遺抄』を増補するかたちで、寛弘二年（一〇〇五）から同四年（一〇〇七）の間に成立したと考えられている。

【補注】※『萬葉集』における「立田」の用例

(1) 海の底　沖つ白波　龍田山　いつか越えなむ　妹があたり見む
巻第一・八三

(2) 君により　言の繁きを　故郷の　明日香の川に　みそぎしに行く
一尾云龍田越え御津の浜辺にみそぎしに行く
巻第四・六二六

(3) ひともねの　うらぶれ居るに　龍田山　御馬近づかば　忘らしなむか
巻第五・八七七

(4)白雲の　龍田の山の　露霜に　色づく時に　うち越えて　旅ゆく君は　五百重山　い行きさくみ　敵まもる　筑紫に至り　山のそき　野のそき見よと　伴の部を　班ち遣はし　山彦の　答へむ極み　たにぐくの　さ渡る極み　国形を　見したまひて　冬こもり春さりゆかば　飛ぶ鳥の　早く来まさね　龍田路の　岡辺の道の丹つつじの　にほはむ時の　桜花　咲きなむ時に　山たづの　迎へ参み出む　君が来まさば

巻第六・九七一

(5)朝霞　止まずたなびく　龍田山　舟出せむ日は　吾れ恋ひむかも

巻第七・一一八一

(6)白雲の　龍田の山の　瀧の上の　小椋の嶺に　咲きををる　桜の花は　山高み　風しやまねば　春雨の　継ぎてし降れば　ほつ枝は散り過ぎにけり　下枝に　残れる花は　しましくは　散りな乱ひそ　草枕　旅行く君が　帰り来るまで

巻第九・一七四七

(7)白雲の　龍田の山を　夕暮れに　うち越え行けば　瀧の上の　桜の花は　咲きたるは　散り過ぎにけり　ふふめるは　咲き継ぎぬべし　こちごちの　花の盛りに　見さずとも　君がみ行きは　今にしあるべし

巻第九・一七四九

(8)雁がねの　来鳴きしなへに　韓衣　龍田の山は　もみちそめたり

巻第十・二一九四

(9)妹が紐　解くと結びて　龍田山　今こそもみち　そめてありけれ

巻第十・二二一一

(10)夕されば　雁の越え行く　龍田山　しぐれに競ひ　色づきにけり

巻第十・二二一四

(11)秋されば　雁飛び越ゆる　龍田山　立ちても居ても　君をしぞ思ふ

巻第十・二二九四

(12)大伴の　御津の泊りに　船泊てて　龍田の山を　いつか越え行かむ

巻第十五・三七二二

(13)君により　吾が名はすでに　龍田山　絶えたる恋の　繁きころかも

巻第十七・三九三一

(14)龍田山　見つつ越え来し　桜花　散りか過ぎなむ　吾が帰るとに

巻第二十・四三九五

第四条　あがたゐのうしは古學のおやなる事〔樋口〕

【本文】

あがたゐのうしは古學のおやなる事

からごゝろ(1)を清くはなれて、もはら古のこゝろ詞をたづぬるがくもむ(2)は、わが縣居大人(3)よりぞはじまりける、此大人の學の、いまだおこらざりしほどの世の學問は、歌もたゞ古今集(4)よりこなたにのみとゞまりて、萬葉(5)などは、たゞいと物どほく、心にも及ばむ物として、さらに其歌のよきあしきを思ひ、ふるきちかきをわきまへ、又その詞を、今のおのが物としてつかふ事などは、すべて思ひも及ばざりしことなるを、今はその古言をおのがものとして、万葉ぶりの歌をもよみいで、古ぶりの文などをさへ、かきうることとなれるは、もはら此うしのをしへのいさをにぞありける、今の人は、ただおのれみづから得たるごと思ふめれど、みな此大人の御蔭によらずということなし、又古事記(6)書紀(7)などの、古典をうかゞふにも、漢意にまどはされず、まづもはら古言を明らめ、古意によるべきこと(8)を、人みなしれるも、此のうしの、萬葉のをしへのみたま(9)にぞありける、そも／＼かゝるたふとき道を、ひらきそめられたるいそしみは、よにいみしきものなりかし、

【現代語訳】

縣居大人（賀茂真淵先生）は古学の祖であること

漢意から綺麗さっぱりと離れて、専一に〔我が国の〕古えのこころやことばを明らかにしようとする学問は、私の師である縣居大人、すなわち賀茂真淵先生から始まったのだ。先生の研究がいまだ確立していなかった時代の学問では、和歌を学ぶといってもただ『古今和歌集』以降のものだけに留まっていて、『萬葉集』などはとても縁遠く、学びの対象とすることすら思いもよらなかった。ましてや、萬葉の歌々の巧拙を考え、その新旧を弁別し、あるいはまたそこに用いられている古えのことばを、今まさに自分のものとして使うなどということは、まるで思いもつかぬようなことであった。ところが、現在ではその古えのことばを自らのものとして、萬葉調の和歌を詠み、古調の文章までも書くことが出来るようになった。これはひとえに、真淵先生の教えの功績によるものである。近頃の人々は、あたかも自分の力で身につけたかのように思いなしているようだが、そのうちの一つとして真淵先生のおかげでないものなどないのである。また、『古事記』や『日本書紀』などの古典に触れる際には、漢意に惑わされることなく、まずはひたすら古えのことばを明らかにした上で、〔そこに顕れる〕いにしえの心に寄り添って読むべきであるということを誰しもが知るようになったのも、実に真淵先生の萬葉の教えのたまものなのだ。それにつけても、このように尊い学問の道を開拓された先生のご研鑽は、世に類なく素晴らしいものであること

よ。

【注釈】

(1) 「漢意」は、宣長が儒学などを批判する際に用いるキータームである。その内容については、『玉勝間』二十五条参照。なお、「漢意」という用語の成立については、田中康二の『本居宣長の思考法』（ぺりかん社、二〇〇五）に詳しい。

(2) 宣長は「がくもむ」ということばについて、自国のことを研究する場合にこそ用いるべきであると主張する。『玉勝間』二四条参照。

(3) 宣長の師である江戸中期の国学者、賀茂真淵（一六九七～一七六九）のこと。遠江国敷智郡浜松庄岡部郷伊場村の生まれで、神職岡部政信の次男。岡部家は京都賀茂神社の末流にあたる。賀茂神社の神職は、代々賀茂縣主の一族が独占していた。「縣居」という号名の由来について、門人の橘千蔭は「賀茂翁家集」（『賀茂眞淵全集 第二十一巻』所収、続群書類従完成会、一九八二）の序文に、「眞淵といへるみ名は、敷智の郡の名より思ひよりてつきたまへるとそ、あかたゐとは、庭を田ゐのさまに作りて、賀茂氏のかばねにもよしあれはとて、みつから家の名におほせられたる也けり、」と記している。ここに「庭を田ゐのさまに作り」とあるように、居所の庭を田舎風に作ってそこに暮らしていること（「県居」とは田舎暮らしの意）と、「賀茂氏のかばねにもよしあれは」という前述の賀茂氏の由縁とを掛けて「縣居」と命名したものと思われる。また、真淵という名も、「敷智の郡の名より思ひよりてつきたまへる」と、出生地の敷智（ふち）からの着想であったことがわかる。後に続く「大人（うし）」とは、人を尊敬していう言葉（後述①例）であり、相手を敬って二人称のように用いることもある（同②、③例）。国学者らは、この尊称を好んで用いたようである。『時代別国語大辞典 上代編』の「ぬし」という語の考察には、「ウシと語形が近く、またその用法もほぼ重なる（→うし〔大人〕・うしはく）。ただしウシの単独例は少なく、以後も近世に国学者によって復活させられるまで影をひそめる。」とある。「うし」の単独用例としては、紀に、①「故仍遣其子大背飯三熊之大人、大人、此云于志、亦名武三熊之大人（神代下）」、②「瑞齒別皇子啓太子曰、大人何憂之甚也（履中天皇即位前記）」、③「物部守屋大連耶睨大怒、是時押坂部史毛屎急來密語大連曰、今群臣圖卿（うし）、復將斷路（用明天皇二年）」などが見える。

(4) 『古今和歌集』については、第三条註(1)参照。なお、宣長の著作としては全集第三巻に『古今和歌集』の口語訳を企図した『古今集遠鏡』があるほか、歌論『排蘆小船』や『石上私淑言』（ともに全集第二巻所収）にも言及する箇所がある。

(5) 『萬葉集』は、奈良時代に成立した日本最古の歌集。その成

立過程は複雑であるが、最終的には大伴家持の手によってほぼ現在の形になったと見るのが有力である。本文中にあるように、賀茂真淵はとりわけ『萬葉集』の研究にその情熱を傾け、『冠辞考』や『萬葉考』など、多くの書を著した。宣長の『萬葉集』関連の文献は、全集第六巻に纏められている。

(6) 『古事記』は、天武天皇の勅を奉じた太安万侶が稗田阿礼の誦習した古事を筆記するというかたちで、和銅五年（七一二）に成立したとされる。宣長が生涯をかけて取り組んだ『古事記』研究の成果は、やがて大著『古事記傳』として結晶した。『古事記傳』は、全集第九巻から第十二巻にかけて収録されている。

(7) 『日本書紀』は、舎人親王らを中心として養老四年（七二〇）に成立した編年体の歴史書。『古事記』と比べて中国の歴史書を強く意識しており、修飾の多い漢文で記述されている。周知のごとく、宣長は『古事記』の方を重視したのであるが、『古事記傳』の註釈においては『日本書紀』も多く参照されているという点に注意を払わなければならない。『日本書紀』に対する宣長の態度を披瀝するものとしては、『古事記傳』巻第一の「書紀の論ひ」（全集第九巻所収）が挙げられよう。また、『日本書紀』に関する著作として、『神代紀髣髴山蔭』（全集第六巻所収）がある。

(8) この一文は、「松坂の一夜」として有名な賀茂真淵との会合において、宣長が真淵から教示されたという内容をその下敷きにしているものと思われる。『玉勝間』一〇四条参照。

(9) 「御靈」、または単に「靈」とも書く。神靈を指す場合（用法①）と、その靈威を被るという意味から派生して恩恵やおかげの意を表す場合（用例②）とがあり、ここでは②の意味で使用されている。類語として「恩頼・神靈（みたまのふゆ）」があるが、こちらは主として神や天皇を主語にとって用いられる。

第五条　悠紀主紀〔河合〕

【本文】

悠紀主紀

大嘗(1)の悠紀主基の主基の事、書紀の私記(2)に、師説、次ニ於齋忌一也、といへるより、今に至るまで、人皆此意とのみ心得ためれど、ひがこと也、かの説は、天武紀に、齋忌此云二踰既一、次此云二須岐一、とあるによれるなれども、齋忌こそ此字の意なれ、次は借字にして、此字の意にはあらず、古はすべて言だに同じければ、字は、意にはかゝはらず、借て書るに、次を須岐ともいへるから、言の同じきまゝに、借て書ならへるを、そのまゝに書れたる物也、次の意にあらずといふゆゑは、悠紀と主基とは、何事も二方全く同じさまにして、一事もいさゝかのおとりまさりあることなければ、次といふべきよしさらになし、天武紀なるは、借字なること、疑ひなき物をや、主基は禊(3)の曾岐と同言にして、濯といふことなり、みそきも身濯にて、そゝくとすゝくと同じきを、共につゞめて、曾岐とも須岐ともいへる也、さればこれも齋忌と同じさまの名にして、濯き清めたるよしなるぞかし、

【現代語訳】

悠紀主紀について

大嘗祭の「悠紀主紀」のことについて、『日本書紀私記』に、「師説く、齋忌に次く也と（先生が説明するには、〔主紀とは〕悠紀に次ぐということである。）」と言っているのをはじめとして、今に至るまで、人は皆そうした意味であると理解しているが、誤りである。この説は、『日本書紀』天武天皇条に、「齋忌此れを喩既と云う。次此を須岐と云う。」とあるのに依拠しているけれども、「齋忌」についてはこの字の意味で用いているが、「次」は借字であって、字の意味を表すのではない。古代は一般的に発音が同じであれば、意味とは関係なく、〔字音を〕借りて書く習慣であったので、そのまま〔意味の一致する字に改めることなく〕書いたものである。「次」という意味ではないという理由は、「悠紀」と「主紀」とは、何事も双方それぞれ全く同格であったようであり、一つとしてわずかの優劣すらあることはないので、「次」というべき理由がない。『日本書紀』天武天皇条の文章〔の「次」の字は〕借字であることは疑う余地がない。「主紀」というのは、「禊（ミソキ）」の「ソキ」と同じ言葉であって、「濯ぐ」ということである。「ミソキ」も「身濯ぎ」であって、「ソソク」と「ススク」とは同じ意味であるが、それらを共に約めて「ソキ」とも「スキ」とも言ったのである。従って、これ〔「主紀」〕も「悠紀」と同じような種類の名であって、「濯ぎ清める」ということに由来するのであろう。

（ひぐち・たつろう　筑波大学人文社会系
かわい・かずき　特任研究員
うがじん・しゅういち　筑波大学大学院　人文社会科学研究科　筑波大学大学院　人文社会科学研究科）

【注釈】

(1) 大嘗祭は、天皇の即位に際する儀式の一つである。毎年十一月に収穫祭として新嘗祭が行われるが、天皇即位後初めの新嘗祭を大嘗祭としてより大規模に行う。

(2) 『日本書紀私記』は、平安時代に宮中行事として七回に渡って行われた講義「日本紀講筵」の内容を纏めたものである。『日本書紀』に対する注釈としては最も古い。その講義としての性格から「師説」といった表現が見られる。（詳しくは、渡辺卓『『日本書紀』受容史研究』、笠間書院、二〇一二年及び神野志隆光『変奏される日本書紀』、東京大学出版界、二〇〇九年参照。）ただしその大部分は早くから散逸しており、現在『私記』として残っているのはごく一部に過ぎない。また、後の文献の中に逸文として残っているものもある。ここで宣長が言及している箇所は、現存の『私記』に確認できないが、『釈日本紀』（『国史大系』国史大系編収会、一九六五年所収、二〇三頁。）に、「私記曰。古称須支。師説、次二於齋忌一也」とあり、そこからの引用であると推断される。

(3) ここでの「禊」に関する説明については、『古事記伝』でも同様の説明が見られる。（九・二六三、二六四）